

2026年3月31日

### 変額保険(有期型)『いろどる、みらい』を改定

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長: 藏田 順)は、死亡保障を確保しつつ、毎月の積立により長期の資産形成を支える変額保険(有期型)『いろどる、みらい』を2026年4月1日に改定します。

今回の改定では、国内株式、米国株式のそれぞれに、インデックス運用を基本とする中で特徴をもったファンドの選択肢を用意するとともに、新たに分散投資先として強い人気を持つゴールド(金)ファンドを加えることで、お客さまのより幅広い運用ニーズにお応えします。あわせて、保険期間満了時に、まとまった資金が不要なのでより長く運用したい、あるいは、市場が下落局面にあるので期待した水準に達するまで運用を継続したいといったお客さまのニーズにお応えし、保険期間満了後も運用を継続できる「変額終身保障移行特約」を新設しました。さらに、保険料水準を見直すとともに基本保険金額の上限を引き上げ、よりご加入いただきやすくなりました。

当社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づき、お客さまの資産形成や資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供してまいります。



## いろどる、みらい 商品改定のポイント



### Point1: 3つの特別勘定を追加します

- 厳選した高配当株に投資する**国内株式インデックス(高配当株型)**、米国株式指数に対して最大約2倍のレバレッジが魅力の**米国株式インデックス(レバレッジ型)**、金地金価格への連動を目指す**ゴールドインデックス**の3つの特別勘定を新たに追加し、より魅力あるラインアップになります。

国内株式 インデックス	<b>NEW</b> 国内株式 インデックス (高配当株型)	外国株式 インデックス	米国株式 インデックス	<b>NEW</b> 米国株式 インデックス (レバレッジ型)
外国株式 アクティブ1型	国内債券 インデックス	外国債券 インデックス	国内リート	先進国リート
<b>NEW</b> ゴールド インデックス	バランス 株式50	マネー		

### Point2: 満期後も特別勘定で運用を継続することができる特約を新設します

- 新設する「変額終身保障移行特約」を付加することにより、主契約の**保険期間満了後も終身にわたり、特別勘定で運用を継続**することができます。

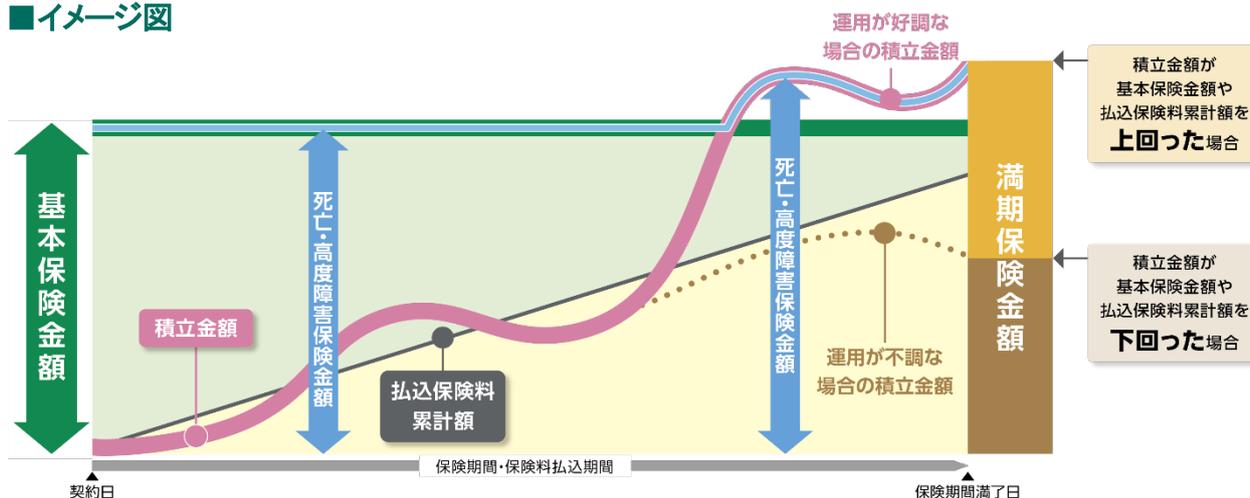
### Point3: 保険料の水準を変更します

- 保険料水準の見直しにより、保険料の引き下げを行います。  
法人契約については、**月額最低保険料を5,000円から3,000円に引き下げ**ます。

### Point4: 基本保険金額の上限を引き上げます

- 契約年齢に応じた**基本保険金額の上限を引き上げ**ます。

## ■イメージ図



※ 上図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額等を保証するものではありません。

※ 上図は、保険期間中に解約等がなかった場合のもので。

## ■保険期間満了時

満期保険金は、一時金でお支払いします。

また、特約を付加することにより年金でお受取りいただくことや、終身保障に移行することもできます。

### ● 年金への移行

#### 年金支払特約

満期保険金を年金にかえて受取り

### ● 終身保障への移行

#### 終身移行特約

満期保険金額を終身保障移行額として定額の終身保障へ移行

#### 変額終身保障移行特約

保険期間満了日の積立金額を変額終身保障移行額として変額終身保障へ移行

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面\(契約概要／注意喚起情報\)](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

## ■主なお取扱いについて

基本保険金額	最低	200万円
	最高	契約年齢に応じて1,000万円～5,500万円（10万円単位） ※保険料建ての場合、毎月の払込保険料を最低5千円（契約者が法人の場合、最低3千円）から千円単位で設定いただけます。
保険料 払込方法	回数	月払
	経路	口座振替 / クレジットカード払 ※第1回保険料は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込みも可能です。 ※前納の場合は三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込みとなります。 ※クレジットカード払は月払プランのみ選択できます。ただし、契約者が法人の場合は選択できません。
保険料払込プラン		月払プラン、半年払プラン、年払プラン、前納
口座振替日／カード利用日		口座振替日 : 毎月27日*（非営業日の場合は翌営業日） カード利用日 : 毎月10日 *半年払プランの場合は半年単位の契約当日の属する月、年払プランの場合は年単位の契約当日の属する月となります。
保険期間・ 保険料払込期間	年満了	10年～30年満了（1年刻み） ※満了年齢は80歳以下とします。
	歳満了	50歳満了、55歳満了、60歳満了、65歳満了、 70歳満了、75歳満了、80歳満了 ※保険期間・保険料払込期間は、10年以上とします。 ※歳満了の場合の満了日は、その年齢になる年単位の契約当日の前日となります。
※ご契約後に保険期間・保険料払込期間の変更はできません。		
契約年齢 （契約日における 被保険者の満年齢）		0歳～70歳
契約日		責任開始日の翌月1日
責任開始日		【第1回保険料が口座振替・クレジットカード払の場合】 申込日または告知日のいずれか遅い日 【上記以外の場合】 第1回保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日 または告知日のいずれか遅い日
健康告知		あり
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
付加できる主な特約		保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約、 介護年金移行特約、終身移行特約、年金移行特約、年金支払特約、 変額終身保障移行特約
減額		減額後の基本保険金額 200万円以上（1万円単位）
増額		お取扱いいたしません。
契約者貸付制度		あり
保険料の高額割引		基本保険金額1,000万円以上の場合、保険料の割引が適用されます。

## 【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

### ■この保険のリスクについて

- ・この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金等の額が変動(増減)します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、満期保険金、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込保険料累計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- ・お客さまが積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定によっては基準となる指標やリスクの種類が異なる場合がありますのでご注意ください。

### ■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

### ■諸費用に関する事項の概要について (この保険に係る費用は、つぎの費用の合計となります。)

#### ●保険料の払込期間中または特別勘定での運用期間中(変額終身保障移行特約による変額終身保障への移行後を除く)にご負担いただく費用

<すべての契約者にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
保険関係費	保険契約の締結、維持および保険料の集金に必要な費用	<*1>	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
	特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率0.52%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	基本保険金額を最低保証するための費用	積立金額に対して年率0.03%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	死亡保障などに必要な費用	<*1>	契約日および月単位の契約当日の始めに積立金から控除
	保険料払込免除に関する費用	保険料に対して0.1%~0.2%(保険料払込期間に応じます)を乗じた額	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
資産運用関係費 <*2>	特別勘定ごとに異なります。特別勘定の資産残高に対して年率0.7480%~0%程度(消費税込<*3>)	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除	

<特定の契約者にご負担いただく費用>

項目	費用	時期
保険料払込免除特約を付加した場合の費用	<*1>	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除

#### ●変額終身保障移行特約による変額終身保障への移行後の特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
保険関係費	保険契約の維持に必要な費用	積立金額に対して年率0.25%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	災害死亡保障に必要な費用	<*1>	移行日以後の月単位の契約当日に積立金から控除
資産運用関係費 <*2>	特別勘定ごとに異なります。特別勘定の資産残高に対して年率0.7480%~0%程度(消費税込<*3>)	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除	

<\*1> 被保険者の性別・年齢などにより異なります。そのため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

<\*2> 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<\*3> 特別勘定には投資対象となる投資信託が外国籍投資信託のものがあり、その場合の資産運用関係費は消費税対象外となります。

#### ●特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
積立金移転手数料	1保険年度16回目から、インターネット以外の方法で積立金の移転をする場合、1回につき2,500円	積立金の移転時に積立金から控除

●年金移行特約、介護年金移行特約および年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの保険料払込年月数が10年未満の場合には、契約日からの保険料払込年月数に応じた解約控除額が解約日の積立金額から差引かれます。なお、解約控除額は、保険料払込年月数、被保険者の性別・年齢などによって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

※ 保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更、および解約払戻金を原資とした年金等への移行にも解約控除がかかります。